

# 低入札価格調査基準の計算式の見直し

## 低入札価格調査基準価格：

調査基準価格とは、地方自治法施行令第167条の10において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと

## 低入札価格調査基準価格の見直しについて

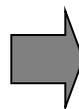
～R4. 5. 17

【範囲】

予定価格の75～92%  
(1万円未満端数切捨て)

【計算式】

直接工事費×0.97	} 合計額
共通仮設費×0.90	
現場管理費×0.90	
一般管理費等×0.55	
} ×消費税率	
(1万円未満端数切捨て)	



R4. 5. 18公告・指名通知分～

【範囲】

予定価格の75～92%  
(1万円未満端数切捨て)

【計算式】

直接工事費×0.97	} 合計額
共通仮設費×0.90	
現場管理費×0.90	
一般管理費等×0.68	
} ×消費税率	
(1万円未満端数切捨て)	

- 令和4年3月4日、富士宮市が算定の根拠としている「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が改正されました。

※低入札価格調査基準価格は、最低制限価格対象工事における最低制限価格の算出基準となっています。  
最低制限価格＝調査基準価格